

GET ビジネス学習館  
2013 行政書士講座

第4回 商法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

## 5 取締役会

### けんちゃんのまとめ

#### 【過去問対策】

(367条①) 取締役会設置会社（監査役設置会社及び委員会設置会社を除く。）の株主は、取締役が取締役会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会の招集を請求することができる。

(367条②)。なお、この請求は、取締役に対し、取締役会の目的である事項を示して行わなければならない

### けんちゃんのまとめ

〈取締役会と株主総会の比較〉

	取締役会	株主総会
招集権者	原則：各取締役 例外①：特定の取締役を定款又は取締役会で定めた場合 例外②：株主（監査役設置会社及び委員会設置会社を除く） 例外③：監査役	原則：取締役会が決定し代表取締役が執行する 例外：少数株主、裁判所
招集通知	原則として、会日の1週間前までに通知（定款で短縮可）	① 公開会社又は書面・電磁的方法による議決権の行使を認めた場合は、株主総会の日々の2週間前まで ② 公開会社でない株式会社は、株主総会の日々の1週間前まで ③ 公開会社でなく取締役会設置会社でない株式会社は、定款で、1週間より短い期間を定める事が出来る
招集通知の方法	制限なし	書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合・取締役会設置会社の場合は、書面又は電磁的方法による

## 6 代表取締役

取締役会設置会社・・・取締役会 →業務執行の意思決定権  
代表取締役→代表権  
取締役会非設置会社・・・取締役 →代表権  
但し、取締役が複数人の時は  
代表取締役→代表権

### 1. 選定・終任

取締役会設置会社・・・取締役の中から取締役会決議で決定  
取締役会非設置会社・・・取締役が複数人の時は、① 定款  
② 定款に基づく互選  
③ 株主総会決議  
による

### 2. 権限

#### (1) 対内的な業務執行権

会社法で代表取締役の職務とされているものを執行する権限がある

#### (2) 代表権

取締役会設置会社

・・・取締役会で業務執行の意思決定をし代表取締役が代表権ある

取締役会非設置会社で代表取締役を選任しない

・・・取締役の過半数で業務執行の意思決定をし各取締役が会社代表権ある

取締役会非設置会社で代表取締役を選任する

・・・取締役の過半数で業務執行の意思決定をし代表取締役だけが会社代表権ある

### けんちゃんのまとめ

#### 【過去問対策】

代表取締役の代表権の一部を他の取締役に委譲することの是非について、明示的な規定は存在しないが、会社法第349条4項では「代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。」とし、同条5項では「前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない」としていることから、代表取締役の権限は包括的、且つ、不可制限的なものとされている。であるならば、たとえ取締役会決議に基づいたとしても、代表取締役の代表権の一部を他の取締役に委譲することはできないと解されることになる。

### 4. 代表行為の瑕疵

**けんちゃんのまとめ****【民法の復習】**

心裡留保（冗談・嘘）は 原則 有効（93条）

例外 相手方が悪意又は有過失の時は 無効（93条但し書き）

**（1）決議に反する代表行為**

代表取締役が意思決定機関（株主総会決議・取締役）の決議に反する行為や決議に基づかない行為をした時、

その代表取締役がした行為は・・・相手方が善意・無過失なら有効

相手方が悪意・有過失なら無効

**（2）代表権の濫用**

代表取締役の代表権濫用があった時、

その代表取締役がした行為は・・・相手方が善意・無過失なら有効

相手方が悪意・有過失なら無効

**8 監査役**

取締役の職務執行について監査するのは

原則 取締役会設置会社 ……取締役会・株主・株主総会

取締役会非設置会社 ……株主・株主総会

例外 公開会社 ……監査役の設置義務

公開会社で大会社 ……監査役会の設置義務

非公開会社で大会社 ……監査役（会計監査人）の設置義務

**1. 選任・終任****（3）被選資格**

非公開会社・・・被選資格を株主に限定できる

公開会社 ……被選資格を株主に限定できない

**2. 権限**

監査役の権限は

原則 会計監査権限と業務監査権限

例外 非公開会社で監査役会非設置・・・定款で会計監査権限に限定できる

この定款を設けると 公開会社（監査役設置会社）

であっても監査役非設置会社となる。

**けんちゃんのまとめ****【過去問対策】**

公開会社でない株式会社（監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。）は、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる（389条1項）。

したがって、会計監査人設置会社は、定款で、監査役の監査権限を会計監査に限定することはできない事に注意。

**けんちゃんのまとめ**

**【取締役と監査役の比較】**

	取締役	監査役
選任	株主総会の普通決議	
解任	株主総会の普通決議 ※累積投票によって選任された場合、特別決議	株主総会の特別決議
任期	原則：選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで ※定款又は株主総会の決議で短縮できる 例外①：非公開会社は、定款で任期を選任後10年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長できる 例外②：委員会設置会社は、選任後1年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで	原則：選任後4年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで ※短縮不可 例外：非公開会社は、定款で任期を選任後10年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長できる
会社との関係	委任関係	
利益相反取引の制限	あり	なし

## 10 会計監査人

会計監査人は

原則 どの会社でも設置できる

例外 大会社・委員会設置会社は必置

## 11 委員会設置会社

定款で定めれば規模に関係なく全ての株式会社に委員会を設置できる

### けんちゃんのまとめ

#### 【過去問対策1】

委員会設置会社の業務の執行は、執行役の職務である（418条2号）。

また、委員会設置会社の取締役の権限につき、会社法第415条は「委員会設置会社の取締役は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、委員会設置会社の業務を執行することができない」と規定している。したがって、委員会設置会社においては、会社の業務の執行は執行役が行い、取締役会決議によって、委員会設置会社の業務の執行を委任することができない。

#### 【過去問対策2】

委員会設置会社以外の株式会社の取締役は、当該会社の支配人その他の使用人も兼任することができる。これは取締役が業務執行権を有する以上、当然のことである。

なお、委員会設置会社の取締役は、当該会社の支配人その他の使用人を兼任することはできないとされているが（会社法第331条3項）、これは、当該会社の取締役は、原則として委員会設置会社の業務を執行することができず（会社法第415条）、当該会社の業務執行は「執行役」が行うからである（会社法第418条）。

## 3. 執行役

### けんちゃんのまとめ

#### 【過去問対策1】

取締役会は、法定の重要な業務執行については自身の決議で決定しなければならないが、取締役に委任することができない（会社法第362条4項柱書）。

重要な業務は、取締役全員の協議により適切な意思決定がなされることが要求されるからである。そして、その委任できない業務として「重要な財産の処分及び譲受け」「多額の借財」「重要な使用人の選任及び解任」などが法定されている（会社法第362条4項2号）。

したがって、取締役会決議により、多額の借財の決定を取締役に委任することはできない。

なお、委員会設置会社では、機動的な意思決定を可能にすることが重要な存在意義又は選択意義であるから、委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、一部のものを除いた委員会設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することが認められている（会社法第416条4項）。

**けんちゃんのまとめ**

**【委員会設置会社】**

定義	指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く株式会社をいう
機関の設置義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会、会計監査人及び一人又は二人以上の執行役を置かなければいけない</li> <li>監査役を置く事ができない</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員は三人以上</li> <li>委員は取締役の中から取締役会の決議によって選定する</li> <li>委員の過半数は社外取締役でなければならない</li> </ul>
指名委員会	株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する
監査委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>執行役及び取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成</li> <li>株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しない事に関する議案の内容の決定</li> <li>計算書類等の監査等</li> </ul>
報酬委員会	執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容を決定する
執行役	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会設置会社の業務を執行する</li> <li>取締役の決議で選任する</li> <li>任期：原則として選任後1年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで</li> </ul>
代表執行役	取締役会は執行役の中から代表執行役を選定しなければならない

**12 役員等の義務・利害衝突防止**

**1. 善管注意義務と忠実義務**

役員等には善管注意義務

取締役・執行役には忠実義務がある



法令・定款・株主総会決議を遵守して、会社の為に忠実にその職務を行わなければならない義務の事

**けんちゃんの参考資料**

会社法における役員とは、取締役・会計参与・監査役を指す（329条）。

また、役員等という場合は会計監査人を含む（423条）。

### 3. 利益相反取引

#### けんちゃんのまとめ

##### ■直接取引の規制

取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするときは、事前に株主総会（取締役会）の承認必要。（356条①2号）

〈利益相反取引の例〉

1. 取締役と会社間でする売買契約
2. 会社からする取締役への贈与
3. 取締役からする会社への負担付贈与
4. 取締役からの利息付による会社への金銭貸付
5. 会社からする取締役への債務免除
6. 取締役が受取人となる約束手形の振り出し

##### ■間接取引の規制

株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするときは、事前に株主総会（取締役会）の承認必要。（356条①2号）

〈利益相反取引の例〉

1. 会社が第三者と取締役の債務の保証をする契約
2. 会社が第三者とする取締役の債務引受契約
3. 会社が不動産に取締役を債務者とする抵当権などを設定する契約



## 15 株主による監督

### 1. 違法行為差止請求

#### (1) 監査役設置会社・委員会設置会社以外の会社

##### けんちゃんのまとめ

###### 【過去問対策1】

非公開会社の株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる（会社法第360条1項）。

なお、公開会社の差止めの請求では、「6ヶ月（定款で期間の緩和可能）前から引き続き有している株主」という期間の要件が加重される（会社法第360条1項）。

また、さらに、監査役設置会社又は委員会設置会社の株主招集請求権の場合は、「著しい損害」が「回復することができない損害」という要件に加重される（会社法第360条3項）。

### 2. 株主代表訴訟

##### けんちゃんのまとめ

###### 【過去問対策1】

非公開会社の株式会社の株主は、株式会社に対し、原則として役員等の責任追及等の訴えの提起を請求することができ（会社法第847条1項、2項）、株式会社がその請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該請求をした株主は、株式会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる（会社法第847条3項）。

なお、公開会社では、「株主は」が「六箇月前から引き続き株式を有する株主は」に要件が重くなる（会社法第847条1項）。